

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題1. 本邦にあるソフトウェアの会社Xは、自社で作成した暗号通信ソフトの該非判定をすることになった。この場合、ソフトウェアの該非判定は、①外為令別表、②貨物等省令、③役務通達の用語の解釈を確認しながら行う必要がある。

問題2. 本邦にある企業Xは、輸出令別表第1の14の項(5)に該当する自給式潜水用具(総価額80万円)をフィリピンにあるダイビングショップYに販売し、輸出する予定である。この場合、企業Xは、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。

問題3. 外為法第25条第1項も外為法第48条第1項も「国際的な平和及び安全の維持」という語句で始まる。

問題4. 輸出令第5条第1項は、「税関は、財務大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第48条第1項の規定による許可若しくは第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と規定している。下線部分は正しい。

問題5. 来日から1年を経過したタイ人留学生Xは、AIソフト作成の才能があることから、本邦にあるメーカーYから、留学費用の全額の提供を受けている。この場合、タイ人留学生Xは、特定類型②に該当しない。

問題6. 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の8の項に該当する貨物という意味である。

問題7. 本邦にあるW大学のP教授は、来週末、駐日ベルギー大使館で、大使館員向けに外為令別表の9の項(1)に該当する次世代暗号技術に関する講演を行う予定である。この場合、リスト規制該当技術は、口頭での技術提供は、規制していないので、役務取引許可は不要である。

問題8. 外為法第25条第1項中には、「政令」が2つあるが、最初の「政令」は、「外国為替令」で、後者の「政令」は、「輸出貿易管理令」である。

- 問題 9. 本邦にあるメーカー X は、インドネシアにある子会社 Y にカップラーメン製造用に輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) 5 に該当する凍結乾燥機 (1 台) を 1 ヶ月間、貸し出す予定である。この場合、安全保障上の問題はないので、メーカー X が当該凍結乾燥機を貸し出す時の輸出許可申請は不要である。
- 問題 10. 本邦にあるメーカー X の営業部長は、代表取締役社長から、何が何でも今期の営業予算を達成しろと厳命されたので、輸出令別表第 1 の 2 の項 (12) 1 に該当する工作機械 (価格 7,000 万円) をリスト規制非該当と税関で偽り、無許可で中国にある自動車メーカー Y に輸出した。メーカー X が外為法 72 条第 1 項第一号により、罰金刑が科される場合、10 億円以下となる。下線部分は正しい。
- 問題 11. 本邦にあるメーカー X は、ハンガリーにあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路 (総価額 200 万円) の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦車の製造に使用すると連絡があった。メーカー X が、取得している一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、当該集積回路を輸出する場合、経済産業大臣への事後の「報告」が必要である。下線部分は正しい。
- 問題 12. ウイルスは、外為法でいう「貨物」にあたらない。
- 問題 13. 本邦にある貿易会社 X は、中国にあるメーカー Y から輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する工作機械 10 台を購入し、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンにある企業 Z に販売する予定である。なお、当該貨物は、メーカー Y から企業 Z に直接輸出される。貿易会社 X は、企業 Z の担当者からエアコンの製造に使用すると連絡を受けていた場合であっても、外国ユーザーリストに掲載されている企業なので仲介貿易取引許可の申請をする必要がある。
- 問題 14. 本邦にある貿易会社 X は、シンガポールのメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当するニッケル合金 1 トンの注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である短距離ミサイルの製造に使うと電子メールで連絡を受けた。この場合、貿易会社 X は、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、輸出許可申請が必要である。

- 問題 15. 本邦にあるメーカー S は、輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路 P (価額 300 万円) を香港にある音響メーカー T に輸出することになった。集積回路 P は、香港にある電気街でも入手可能な場合、メーカー S は、安全保障上の問題はないので、輸出許可は不要である。
- 問題 16. 本邦にあるメーカー X の営業部の新入社員 P は、初めて注文を受けた貯蔵容器 Z が輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 2 に該当することを知らなかったので、輸出許可なく、インドにあるメーカー Y に輸出した。この場合、メーカー X は、外為法違反に問われることはない。
- 問題 17. 外為令別表の 5 の項に関連する技術について英訳をする場合、国際輸出管理レジームの 1 つであるワッセナー・アレンジメントのサイトにある規制リストを参考にするとよい。
- 問題 18. 本邦にある貿易会社 X は、外国ユーザーリストに掲載されているインドの企業 Y から、娯楽用に外為令別表の 16 の項に該当するサッカーゲームのソフトウェア (20 セット) の注文を受けた。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく役務取引許可は不要である。
- 問題 19. 本邦にあるメーカー X は、インドネシアで輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する電動自転車 (100 台) の在庫販売をする場合、需要者が未定なので輸出許可申請が必要である。
- 問題 20. 役務通達によれば、「修理」は、「使用」にあたる。
- 問題 21. 本邦にある企業 S は、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を使用して、同許可の適用可能な貨物をギリシャにある 100% 子会社 T に輸出する場合は、用途や需要者の確認は不要である。
- 問題 22. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 6 の項 (2) に該当する NC 工作機械 1 台を、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、英国にあるメーカー Y に輸出した。この場合、メーカー X は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも 5 年間 保存しなければならない。下線部分は正しい。

問題 2 3. 外為法等遵守事項では、「子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うよう努めること。」と規定している。

問題 2 4. 本邦にあるメーカー X は、タイ向けに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用可能なリスト規制該当貨物を輸出するにあたり、通常兵器の製造に使用される疑いがあったので、経済産業大臣へ届け出た。その 2 日後、経済産業省から当該輸出について異議がない旨の連絡があった場合、メーカー X は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該貨物を輸出できる。

問題 2 5. 経済産業大臣は、外為法第 5 3 条第 1 項に基づき、外為法第 4 8 条第 1 項に違反した者に対し、行政制裁を科すことができる。

**2024年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験(第65回)**

**(STC Associate)試験問題**

※問題文中で使用される略称・用語について

|                   |                                                                                                                                                          |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外為法               | 外国為替及び外国貿易法                                                                                                                                              |
| 輸出令               | 輸出貿易管理令                                                                                                                                                  |
| 外為令               | 外国為替令                                                                                                                                                    |
| 貨物等省令             | 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令                                                                                                                  |
| 遵守基準省令            | 輸出者等遵守基準を定める省令                                                                                                                                           |
| 無償告示              | 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物                                                                 |
| 少額特例              | 輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例                                                                                                                               |
| 運用通達              | 輸出貿易管理令の運用について                                                                                                                                           |
| 役務通達              | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について                                                                                           |
| 特定類型              | 役務通達1（3）サで規定されている①から③までに掲げる者                                                                                                                             |
| 外為法等遵守事項          | 「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）に記載されている。                                                                                                                        |
| 輸出令別表第3の地域（グループA） | アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 |
| 輸出令別表第3の2         | アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン                                                                                                 |
| リスト規制該当貨物（技術）     | 輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までの項に該当する貨物（技術）をいう。                                                                                                                  |
| 告示貨物              | 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物                                                                                                                          |